

# 敷地内禁煙のお知らせ

令和元年 7月 1日より

## 敷地内禁煙



健康増進法第 25 条の定めにより、地域住民の生命と健康を支える医療機関として、より良い療養環境を提供するため、当院敷地内を全面禁煙といたします。患者様をはじめ、病院をご利用される皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 【補足事項】

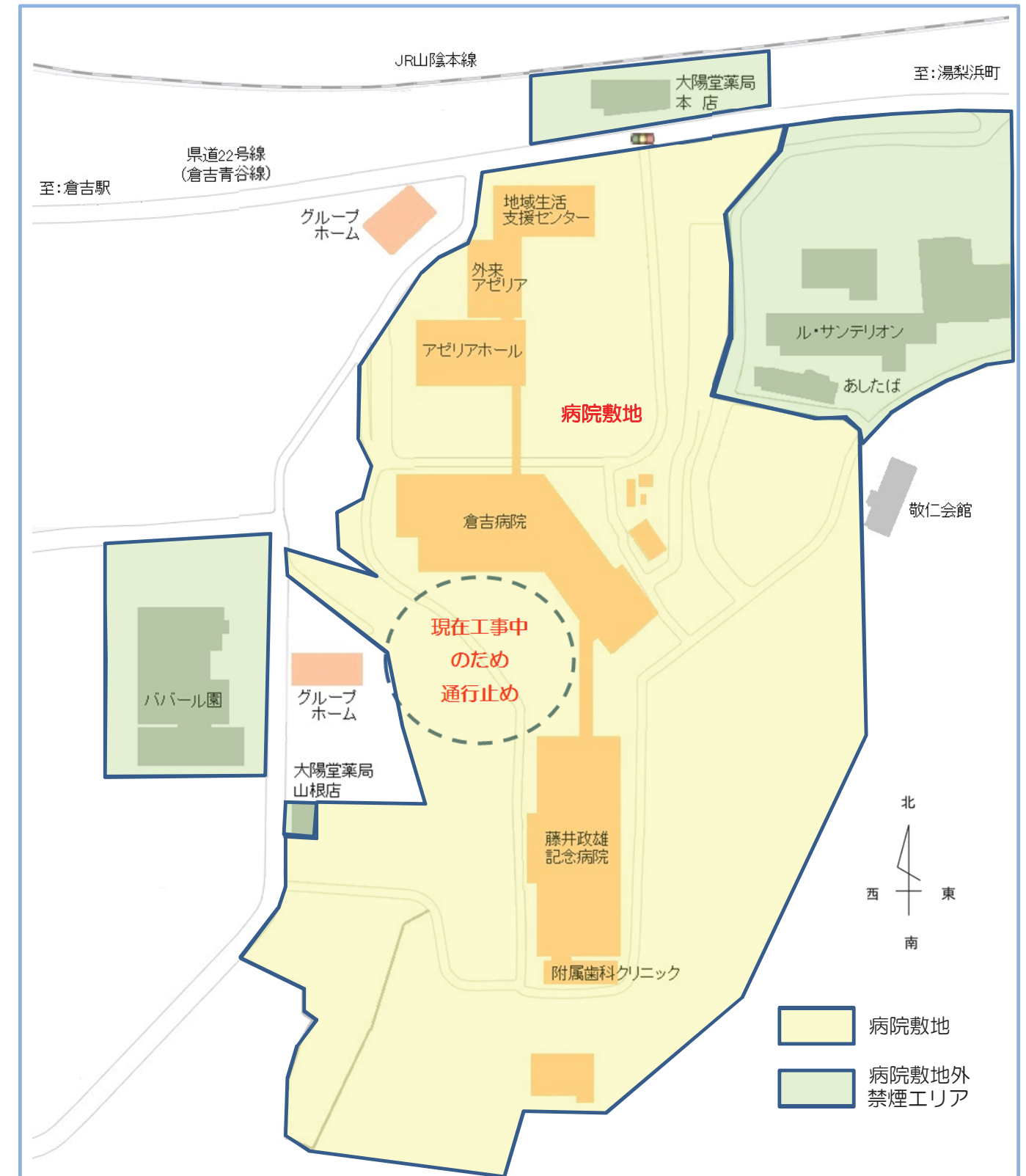
- 禁煙エリアは、右図面をご参照ください。
- 駐車場における車内喫煙もご遠慮ください。
- 電子タバコもご遠慮ください。(従来のタバコと同じ扱い)
- 近隣の皆様に迷惑にならないようルールやマナーを守ってください。

### ～ 喫煙に関する情報 ～

- ★ 日本人の死因の第 1 位は癌(がん)、第 2 位が心疾患、第 3 位が脳血管疾患、第 5 位が肺炎ですが(H29 年統計より)、これらは喫煙が関与する疾患とされています。
- ★ たばこ(無煙を含む)は IARC (国際がん研究機関) の発がん性分類において、最も影響の強いグループ 1 に分類し、受動喫煙による健康への慢性的悪影響を指摘しています。  
(受動喫煙 … 自分の意思とは関係なく副流煙を吸い込んでしまうこと)

医療福祉センター倉吉病院

## 禁煙エリア



【注】禁煙エリア外については、それぞれのルールやマナーを守って下さい。  
地域の皆様に迷惑にならないようご協力お願いいたします。